

# 身体拘束等の適正化のための指針

株式会社みずならの木

## 1 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

当事業所は、ご利用者様に生きがいと安心・安全を提供するという使命感を常に自覚します。利用者は「どのような支援を受けるのか等」様々な自分自身の生活において自己選択と自己決定をする基本的な権利があります。

身体拘束は、利用者の生活・活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活・活動を妨げるものであります。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。その場合も利用者の様態や支援の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

①切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要素をすべて満たすことが必要です。

## 2 身体拘束等適正化対策検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当法人では、身体拘束の廃止及び適正化に向けて、身体拘束適正化対策検討委員会を設置します。

### (1) 設置目的

①事業所内等での身体的拘束等廃止及び適正化に向けた現状把握及び改善についての検討

②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

③身体拘束を実施した場合の解除の検討

④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

⑤身体的拘束等について報告された事例の集計と分析

⑥身体的拘束等について報告された事例及び分析結果の職員への周知徹底

(2) 身体拘束適正化対策検討委員会の構成員

- ・ 管理者
  - ・ 児童発達支援管理責任者
  - ・ 苦情解決委員
  - ・ 事故防止委員
  - ・ その他設置趣旨に照らして必要と認められる者
- ※委員会の責任者は管理者とする。

(3) 身体拘束適正化対策検討委員会の開催

委員会は、年2回以上定期的に開催します。必要時は随時開催します。

### 3 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

支援に携わる全ての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した支援の励行を図り職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- (2) 新任者に対する身体拘束適正化のための研修の実施。
- (3) その他必要な教育・研修の実施

### 4 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- (1) 当該利用者及び家族等に対して、十分な説明及び経過・解除の報告を遅滞なく行います。
- (2) 事業所内において、他の職員等による適切な手続きに依らない身体的拘束等を視認等した場合、具体的な状況・時刻等を確認したうえで管理者への報告を行います。報告を受けた管理者は、身体的拘束を実施したと思われる職員に聞き取りを行い実態の把握に努めます。身体的拘束の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次項に記載する手続きに則り、報告を行います。

### 5 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

#### やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って行います。

#### (1) 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や高直をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、①切迫性 ②非代替性 ③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。上記3要素を検討・確認したうえで、身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討して確認します。また、早期の段階で拘束解除にむけた取り組みの検討会を随時行います。

#### (2) 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得ます。行動制限の同意書の説明をし、同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施します。

#### (3) 記録と再検討

記録専用の用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。なお、身体的拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

#### (4) 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者・家族等に報告します。

### 緊急の場合の対応

- (1) 緊急性が極度に高く、その場で介入しなければ本人、その他の利用者等の生命に危険が及ぶと複数の職員が判断した場合、手続きによらず身体拘束を実施できるものとしますが、管理者に連絡の上、承認を得ます。
- (2) 事後、速やかに経過について文書にまとめ、管理者、家族等関係者に報告を行います。
- (3) 「やむを得ず身体拘束を行う場合の対応」に沿って手続きを進めます

## 6 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は事業所内に掲示等するとともに、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。

## 7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

身体拘束を行う必要性を生じさせないための取り組みとして、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動、尊厳ある日中活動の場に努めます。
- ②言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為を行わないように努めます。
- ④「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活・活動の支援ができるように努めます。

附則 この方針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。